

会員規程

2015年1月14日

一般財団法人草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会理事会決定

改正 2015年4月15日

改正 2019年1月21日

(目的)

第1条 この規程は、定款第45条第2項の規定に基づき、この法人（以下「当法人」という。）の会員資格の得喪、会員種別、会費及び会員の権利義務に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員種別)

第2条 当法人の会員種別は、全国会員、推進会員、賛助会員、協力会員及び特別会員とする。

(全国会員)

第3条 次の各号の一に該当し、おおむね都道府県またはそれに準ずる地域内で活動を行う法人その他の団体（以下「団体」という。）は、理事会の承認を得て全国会員として入会することができる。

- (1) サイバーセキュリティ基本法第1条（目的）の実現のため、同法第3条（基本理念）に則り活動を行う団体
- (2) 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第30条第4号に規定する、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動を行う民間団体（同号の規定にかかわらず、国立大学法人、地方公共団体若しくは地方独立行政法人またはそれらの機関であって、同様の活動を行うものを含む。）

(推進会員及び賛助会員)

第4条 前条に規定する団体以外の団体で、本協会の目的、事業に賛同する者は、理事会の承認を得て推進会員または賛助会員として入会することができる。

(協力会員)

第5条 本協会の目的、事業に賛同し、機器やサービスを提供することで活動支援を希望する個人または団体は、理事会の承認を得て協力会員として

入会することができる。

(特別会員)

第6条 本協会の目的、事業に賛同し、かつ当法人と連携を図ろうとする個人または団体は、理事会の承認を得て特別会員として入会することができる。

(入会)

第7条 入会しようとする者は、所定の入会申込書を事務局に提出しなければならない。

2 理事会は、別紙の手順により入会の承認・不承認を判断し、事務局はそれに基づきその結果を入会しようとした者に通知する。この場合においては、第3条から第5条までの規定にかかわらず、別紙に定めるところにより、理事会の権限を代表理事又は常務理事に委任することができる。

3 会員は、前項の通知を発した日に入会したものとする。

(入会金及び年会費)

第8条 全国会員及び特別会員の入会金及び年会費は、無料とする。

2 推進会員の入会金は無料、年会費は20万円とする。

3 賛助会員の入会金は150万円、年会費は150万円とする。

4 協力会員の入会金は無料、年会費は5万円または相当の物品・サービスの提供とする。

5 前二項の年会費は、定款第5条の規定にかかわらず、毎年4月から翌年3月までの会費とする。

6 当法人に入会した者の初年度年会費（第7条第2項の通知を発した日から最初に到来する3月までの年会費をいう。）は、第2項または第3項に定める金額に第7条第2項の通知を発した日の翌月から翌3月までの月数を乗じて12で除し、千円未満の端数を切り捨てた額とする。ただし、毎年2月又は3月に入会した者の初年度年会費は無料とする。

7 事務局は、入会金及び年会費の請求書を対象の協力会員、推進会員及び賛助会員に送付する。入会金及び年会費の納入期限は請求書を会員に発した日から2か月後の月末（銀行法第15条第1項に規定する休日である場合においては、その翌営業日）とする。

8 会員が退会した場合においても、既納の入会金及び年会費は返還しない。

(全国会員の権利)

第9条 全国会員は、次のことを行うことができる。

- (1) 当法人が開催する全国会議その他理事会が定める会議に参加すること。
- (2) 当法人が開催する各種セミナー、イベント講演会に参加すること。
- (3) 理事会に対し、当法人としてサイバーセキュリティまたは青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に携わる関係機関に対し連絡、協力、連携、支援及び提言を行うことその他当法人の目的に沿った活動を行うことを提案すること。
- (4) 前二号の参加に際し、理事会が認めた範囲で参加のための交通費、宿泊費等の実費負担を受け、または参加費の減免を受けること。
- (5) 理事会の定めるところにより、当法人からサイバーセキュリティ及び青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する情報の提供を受けること。
- (6) 当法人の会員であることを示す目的で、当法人の名称又はロゴマークを理事会の承認を受けて使用すること。

(全国会員の義務)

第10条 全国会員は、自団体の事業年度ごとに、第3条第1号及び第2号に規定する活動内容を文書または電磁的記録により理事会に報告しなければならない。

(推進会員及び賛助会員の権利)

第11条 推進会員及び賛助会員は、次のことを行うことができる。

- (1) 当法人が開催する全国会議その他理事会が定める会議に参加すること。
- (2) 当法人が開催する各種セミナー、イベント講演会に参加すること。
- (3) 理事会に対し、当法人としてサイバーセキュリティまたは青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に携わる関係機関に対し連絡、協力、連携、支援及び提言を行うことその他当法人の目的に沿った活動を行うことを提案すること。
- (4) 理事会が認めた範囲で、自団体の事業に関する情報を全国会員に提供すること。
- (5) 理事会の定めるところにより、当法人からサイバーセキュリティ及び青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関

する情報の提供を受けること。

(6) 当法人の会員であることを示す目的で、当法人の名称又はロゴマークを理事会の承認を受けて使用すること。

2 賛助会員は、他団体が運営し、当法人の参加が認められているイベント（シンポジウム等）に参加することができる。

（推進会員及び賛助会員の義務）

第12条 推進会員及び賛助会員は、第8条の定めるところにより会費を納入しなければならない。

（協力会員の権利）

第13条 協力会員は、次のことを行うことができる。

(1) 当法人が開催する全国会議その他理事会が定める会議に参加すること。

(2) 当法人が開催する各種セミナー、イベント講演会に参加すること。

(3) 理事会が認めた範囲で、自団体の事業に関する情報を全国会員に提供すること。

（協力会員の義務）

第14条 協力会員は、第8条の定めるところにより会費または会費相当の機器やサービスを提供しなければならない。

（特別会員の権利及び義務）

第15条 特別会員の権利及び義務は、入会の都度会員ごとに定める。

（退会）

第16条 会員は、事務局に退会届を提出することにより、退会することができる。

2 会員たる団体が解散し、または個人が死亡したときは、当然に退会したものとみなす。

3 会員が次の各号の一に該当したときは、理事会の決議により退会させることができる。

(1) 第9条、第11条または第12条に定める義務を怠ったとき

(2) 全国会員が自団体の事業年度（その期間が1年未満となる場合は、連続する2事業年度を通算することができる。）内を通じ第3条第1号または第2号に定める活動を行わなかったとき

(3) 破産手続開始の決定を受けたとき

- (4) 会員団体の運営に反社会的勢力が関与したとき
 - (5) その他当法人の信用を失墜させる行為をしたとき
- 4 前項の理事会において、当該会員は出席し、または文書若しくは電磁的記録により弁明することができる。ただし、あらかじめ当法人に届け出た連絡先に対し当該理事会の開催を通知した後、14日以内に弁明の意思表示をしなかった場合はこの限りでない。

附則

- 1 この規程は、2015年1月14日より施行する。
- 2 この規程の施行の際、既に推進会員として年会費を納入した者は、推進会員として入会したものとみなす。
- 3 この規程の施行の際、当法人の設立者は賛助会員として入会したものとみなし、その拠出金は入会金に充当する。
- 4 前二項に定める者の初年度年会費は、第7条第5項の規定にかかわらず、理事会において別に定めるところによる。

○別表

条番号	権利	全国 会員	協力 会員	推進 会員	賛助 会員	特別 会員
第9条 第11条	① 全国会議その他理事会が定める 会議への参加	○	○	○	○	都度定 める
第13条 第15条	② 当法人が開催する各種セミナー、 イベント講演会への参加	○	○	○	○	都度定 める
	③ 理事または監事として当法人の 運営へ参画	×	×	×	○	都度定 める
	④ 構成員として企画運営会議へ参 画	○	×	○	○	都度定 める
	⑤ ②への参加に際し、理事会が認め た範囲で参加のための交通費、宿 泊費等の実費負担を受け、または 参加費の減免を受けること。	○	×	×	×	都度定 める
	⑥ 当法人からサイバーセキュリテ ィ及び青少年が安全に安心して インターネットを利用できる環 境の整備に関する情報の提供を 受けること。	○	○	○	○	都度定 める
	⑦ 当法人の会員であることを示す 目的で、当法人の名称又はロゴマ ークを理事会の承認を受けて使 用すること。	○	×	○	○	都度定 める
	⑧ 理事会が認めた範囲で、自団体の 事業に関する情報を全国会員に 提供すること。	○	○	○	○	都度定 める
	⑨ 他団体が運営し、当会の参加が認 められているイベント（シンポジ ウム等）に参加すること。	×	×	×	○	都度定 める

会員規則別紙（第7条第2項関係）

入会審査手続き

- 1 入会希望者（特別会員として入会を希望する者を除く。）に関し、事務局が次の事項を確認する。
 - (1) 入会申請者の所在と事業概要
 - (2) 全国会員、推進会員又は賛助会員（以下「既存会員」という。）による推薦の有無
 - (3) 推薦者への事実確認
- 2 会員の推薦がない場合、入会希望者から、直近の事業計画書及び予算書を提出していただく。ただし、入会希望者のウェブサイト等によりそれらが確認できる場合はこの限りでない。
- 3 特別会員として入会を希望する者については、前二項にかかわらず、その者と事務局との間で第15条に基づく権利及び義務について協議する。
- 4 1及び該当する場合は2の事項（特別会員については3の協議結果）を添え、事務局から理事及び監事に対し、3日以上を付して入会の可否につき意見照会を行う。
- 5 期限までに入会を否とする意思表示がなかったときは、代表理事または常務理事において入会を承認する。
- 6 期限までに入会を否とする意思表示があったときは、直近の理事会において審議を行うこととする。これに先立ち、代表理事または常務理事は、理事又は事務局に対し入会希望者との面談その他必要な調査を行い、その結果を報告するよう指示し、または自ら調査することができる。
- 7 前項の審議を経て、定款第36条に基づき、入会の承認または不承認を決議する。